

諮問庁：特許庁長官

諮問日：令和2年2月28日（令和2年（行情）諮問第110号及び同第111号）

答申日：令和3年3月8日（令和2年度（行情）答申第496号及び同第497号）

事件名：特定財団法人設立に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件
特定財団法人設立に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、平成31年3月18日付け20190218特許36及び20190218特許37により特許庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

本件対象文書に関する文書は、特許庁の最重要政策である特許情報政策等に関する極めて重要なものであるため、本来ならこの文書は特定して永年保存されるべきものである。また、文書を特定・保有したのか、特定・保有しなかったのか、を明確にしてもらいたい。もし、特定・保有したが、保存期間の満了により廃棄した場合は、保存期間、廃棄年月日を明確にしてもらいたい。また、国立公文書館に移管した場合は移管年月日を明確にしてもらいたい。

よって、平成31年2月18日付けの各開示請求について、法9条2項の規定に基づきなされた原処分を取り消す旨の決定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分及びその理由

本件対象文書の開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書を保有していないため、平成31年3月18日付けで不開示とする原処分を行った。

2 審査請求人の主張についての検討

(1) 行政文書の保存に係る規程について

処分庁における平成12年以前の文書管理の運用は、「特許庁文書取扱規程（昭和28年10月1日付け28特秘第528号）」（以下「取扱規程」という。）によって行われていた。

取扱規程では、到達文書については、必要があるものについて文書番号が付されてから起案がなされ、発議文書については、決裁終了後に文書番号が付され、各々保存されていた。

その後、法及び「行政文書の管理方策に関するガイドラインについて（平成12年2月25日各省庁事務連絡会議申合せ）」の施行に伴い、処分庁において「特許庁行政文書管理規程（平成13年1月6日付け20010106特許19）」（以下「管理規程」という。）が制定され、代わりに取扱規程は廃止された。

管理規程の制定に伴い、その時点で保存管理されていた文書については、その内容等に応じて系統的に分類され、行政文書ファイル管理簿に記載され、その下で新たに管理されることとなった。

(2) 本件対象文書の存否について

以上の経緯を踏まえ、処分庁は、本件対象文書の存否について、行政文書ファイル管理簿（平成13年度）及び担当部署の書架・書庫等の調査を改めて行ったが、本件対象文書に該当する可能性のある行政文書の存在は確認できなかった。

3 結論

以上のとおり、原処分は適法かつ妥当であると考えられることから、本件審査請求は、棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和2年2月28日 諮問の受理（令和2年（行情）諮問第110号及び同第111号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年11月20日 審議（同上）
- ④ 令和3年3月3日 令和2年（行情）諮問第110号及び同第111号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 特定財団法人Aは、昭和60年に通商産業大臣の所管に属する公益法人として設立し、特許庁において所管されていた。

特定財団法人Bは、昭和60年に特定法人Xと特定法人Yの一部門が統合され、通商産業大臣の所管に属する公益法人として設立し、特許庁において所管されていた。

なお、特定財団法人A及び特定財団法人Bは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」に基づき、平成21年に一般財団法人に移行し、特許庁の所管に属さなくなった。

イ 昭和60年当時、通商産業大臣の所管に属する公益法人の設立許可については、「通商産業大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和26年8月16日通商産業省令第55号）」（以下「省令」という。）の定めるところにより、設立の許可を受けようとする者は、申請書を提出することとされており、通商産業大臣は、申請書を受理したときは、許可又は不許可の処分をするものとしてされていたことから、特定財団法人A及び特定財団法人Bの設立に当たっては、当該各特定財団法人から特許庁に申請書が提出され、特許庁において当該各申請に関する文書が作成されたものと考えられる。

ウ 本件対象文書が作成又は取得されていたとしても、その作成又は取得時期は昭和60年以前であると考えられることから、昭和60年当時に財団法人を担当していた部署において、書架・書庫等の調査を行ったが、本件対象文書に該当する可能性のある文書の存在は確認できなかった。

エ また、当該担当部署の、平成12年度以前に作成又は取得した文書をつづった行政文書ファイルが登録されている平成13年度の行政文書ファイル管理簿を確認したところ、本件対象文書がつづられている可能性のある行政文書ファイル「特定財団法人A（許認可）」及び「特定財団法人B（許認可）」が登録されていたことから、当該各ファイルにつづられている文書を確認したが、本件対象文書に該当する可能性のある文書の存在は確認できなかった。

オ 昭和60年当時有効であった取扱規程57条1項においては、保存期間が区分されていたことが確認できたものの、同条2項において、その区分の基準は秘書課長が別途定めるとされていたが、各保存期間に該当する文書区分の基準はもはや存在していない。特定財団法人A

及び特定財団法人Bが特許庁の所管に属さなくなったときに有効であった、平成13年制定の管理規程の別表を確認したところ、例示されている「公益法人設立許可等の決裁文書」の保存期間は30年とされており、本件対象文書は、その作成又は取得されたと考えられる昭和60年から本件開示請求時点（平成31年2月）までに少なくとも約33年が経過していることから、本件開示請求時点において保存期間満了により既に廃棄されていたものと考えられる。

カ 本件審査請求を受けて、念のため、担当部署において書架・書庫等の調査を改めて行ったが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

(2) 諮問庁から省令及び管理規程の提示を受けて確認したところ、その内容はいずれも上記(1)イ及びオの諮問庁の説明のとおりであると認められ、諮問庁における上記(1)ウ及びカの2度にわたる文書探索の方法及び範囲も特に不十分とはいえない。

以上を踏まえれば、本件対象文書はいずれも保存期間満了により本件開示請求時点で廃棄されていたものと考えられる旨の上記(1)の諮問庁の説明は不自然、不合理とまではいえず、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、特許庁において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

原処分の不開示理由について、「開示請求に係る文書の存在は確認できなかったため」と記載されているところ、一般に文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に対象文書を保有していないという事実だけでは足りず、対象文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に廃棄又は亡失したのか等、当該文書が存在しないことの要因についても理由として付記することが求められる。

したがって、原処分における理由付記は、行政手続法8条1項の趣旨に照らし、適切さを欠くものであるといわざるを得ず、処分庁においては、今後の対応においては、上記の点につき留意すべきである。

5 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、特許庁において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 佐藤郁美, 委員 中川丈久

別紙

文書1 昭和60年に特定財団法人Aが設立されているが、この特定財団法人A設立に関する文書（例えば、設立のための行政指導に関する文書・会議議事録・会議開催年月日・出席者名簿・提出書類・議会における想定問答集・検討書・報告書・ベンダーとの契約書・入札や調達に関する文書等）。

文書2 昭和60年に従来の特定法人Xと特定法人Yの情報部門とが統合する形で特定財団法人Bが設立されたが、この特定財団法人B設立に関する文書（例えば、設立のための行政指導に関する文書・会議議事録・会議開催年月日・出席者名簿・提出書類・議会における想定問答集・検討書・報告書・ベンダーとの契約書・入札や調達に関する文書等）。